太宰府市商工会 NEWS

Vol.431(08/11/15)

【商工会 NEWS は毎月 1 日と 15 日に会員の皆様にとってお役に立てる情報をお届けしています】

○窓口営業時間：平日 8:30～17:15（昼休 12：00～13：00）（閉館日：土・日・祝）
○事務局 TEL:922-4345 ○住所:太宰府市観世音寺 1-2-1 ○URL:https://www.dazaifu.com/

ｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ対策、何から始めればいい？　中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン

まずは自社の対策状況の確認を！！

国は IPA(情報処理推進機構)において、「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」を公開しております。すぐに使える「情報セキュリティ基本方針」や SCS 評価制度(※)の要求事項にも対応した規程類のサンプル・ひな形等を収録しており、その他、自社でできる診断ツールとして「5 分でできる！情報セキュリティ自社診断」を提供しておりますので、是非ご活用ください。

※企業のサイバーセキュリティ対策状況を共通基準で評価・可視化し、サプライチェーン全体のセキュリティ水準を高めるための制度

「よろず支援拠点」・「中小企業基盤整備機構」において特別相談窓口を 10 月 27 日より新たに開設してます。

よろず支援拠点（ワンストップ相談窓口）

具体的になにをやってよいかわからない方
経営全般の悩みとあわせて相談したい方

- 相談は何度でも無料
- IT活用や情報セキュリティを含む経営課題に対応
- 必要に応じて専門家・関係機関をご案内

全国の相談窓口を確認

中小機構 IT経営サポートセンター

IT・情報セキュリティを専門家に相談したい方

- 無料のオンライン相談
- 1回60分、何度でも利用可能
- 中立的な立場のIT専門家が対応
- 情報セキュリティ対策、リスクの整理、情報資産管理、管理体制等のアドバイス

オンライン相談を予約

シニア人材活用セミナーのご案内

福岡県、福岡県生涯現役チャレンジセンター主催で以下のセミナーが開催されます。人材不足の対応をご検討中の方は、ぜひご確認ください。

【シニア人材活用セミナー】
「人手不足の今こそ、シニアの「経験」を戦力に！」
開催日時
　12 月 3 日（木）13:00～16:00
会　　場
　第三博多偕成ビル 4 階会議室
　福岡市博多区博多駅南 1-3-6）
申込方法：WEB 申込（
https://www.geneki-f.net/seminar_guide/

中小企業省力化投資補助金型（再掲載）

人手不足に悩む中小企業等の売上拡大や生産性向上、賃上げを後押しするための省力化投資を支援する「中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）」が公募中。

【制度の主な特徴】

- **カタログから製品を選択**：カタログに登録された IoT やロボットなどの汎用製品を選択
- **共同申請で手続きが簡易**：導入をサポートする「販売事業者」と共同で交付申請
- **補助率と補助上限額**：補助率は 1/2 以内。補助上限額は従業員数に応じて 200 万円～1,000 万円。

詳しくは　https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/
中小企業省力化投資補助金型で検索

令和 8 年分年末調整について

本年の年末調整においては、基礎控除の引き上げ等、次のような改正が行われていますので、ご注意ください。

- 「年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例」の創設
- 「基礎控除」「給与所得控除の最低保証額」の引き上げ
- 「扶養親族などの所得要件」の改正

なお、最新情報は「年末調整がよくわかるページ」へ！
改正事項の詳細は、本紙裏面をご確認ください。

●年末調整スケジュール
（給与支払者の方はご確認ください）

- 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税
  （毎月納期）　納期限　⇒令和９年１月 12 日(火)
  （納期の特例）納期限　⇒令和９年１月 20 日(水)
- 給与所得の源泉徴収票などの法定調書
  提出期限　⇒令和９年２月　１日(月)
- 給与支払報告書（総括表・個人別明細書）
  提出期限　⇒令和９年２月　１日(月)

◎令和８年分の年末調整における主な改正事項

本年12月に行う年末調整においては、**基礎控除の引上げ等**の改正が行われていますので、ご注意ください。
詳細や最新情報は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご確認ください。

・基礎控除の引上げ

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額	489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 2,350万円以下
控除額	**104万円**	**67万円**	**62万円**

（注）１　合計所得金額が655万円以下の場合の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円に、租税特別措置法第41条の16の２の規定による加算額を加算した額となります（この加算は、居住者についてのみ適用があります。）。
２　合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

・給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額が引き上げられ、給与等の収入金額が220万円未満の場合の給与所得の金額は、次のとおりとされました。

給与等の収入金額	74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
給与所得の金額	**なし**	**その収入金額 －74万円**	**145万1,000円**	**145万3,000円**	**145万6,000円**

（注）１　上記に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されていますので、ご注意ください。
２　家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例については、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円から69万円に引き上げられました。

・扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が58万円以下から62万円以下に引き上げられるなど、所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	特定親族	配偶者特別控除の 対象となる配偶者	勤労学生
所得要件（※）	**62万円以下**	**62万円超123万円以下**	**62万円超133万円以下**	**89万円以下**

（※）合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

・年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

⑴　新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算することとされました。

年間の新生命保険料		控除額
	30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超	60,000円以下	新生命保険料×1/2＋15,000円
60,000円超	120,000円以下	新生命保険料×1/4＋30,000円
120,000円超		一律60,000円

⑵　旧生命保険料及び上記⑴の適用がある新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除の適用限度額が６万円とされました。
（注）一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、改正前と同様の12万円となります。

《年末調整における留意事項》

① 従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいないか確認してください（改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる場合には、「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けてください。）。
② 年末調整の計算は、「令和８年分　年末調整のしかた」に掲載の「令和8年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」、改正後の基礎控除額及び改正後の生命保険料控除額の計算式に基づいて行ってください。

内閣官房からのお知らせ

「16歳未満の扶養親族」の情報は、今後、**「所得に連動したきめ細かな給付」が導入される場合には、その事務に活用されることが見込まれます。**「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」欄（「16歳未満の扶養親族」欄）の**記載もれがない**よう、従業員の方への周知をお願いします。
また、「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」の「16歳未満の扶養親族」欄及び「16歳未満扶養親族の数」欄への確実な記載をお願いします。